

《参考》

令和 6 年能登半島地震における災害ボランティア 活動上の事故の発生状況に関する情報収集の概要

1 はじめに

- 我が国では、毎年のように地震、大雨による洪水や土砂崩れなどの災害が発生しており、一たび災害が発生すると、人的被害や家屋、道路を始めとした公共物などに多大な被害をもたらすこととなる。

災害による被害が発生した際には逸早い復旧が求められるが、復旧に当たっては被災者や行政のみならず、災害救援、避難生活の支援、家屋の泥出しなどの復旧活動、被災地や被災者の活力を取り戻すための復興活動など、あらゆる局面において、数多くのボランティアによる協力が望まれる。

ボランティア活動は、古くは大正 12 年 9 月に発生した関東大震災の際にもみられたが、平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災では、延べ 130 万人以上の人々が各種のボランティア活動に参加して災害復旧に貢献したことにより、その重要性を改めて広く認識させるきっかけとなった。

このため、平成 7 年 7 月、我が国の災害対策の基本となる防災基本計画の中に、「ボランティア活動の環境整備」及び「ボランティアの受入れ」に関する項目が設けられた上、同年 12 月には、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）が改正され、国及び地方公共団体が「ボランティアによる防災活動の環境の整備に関する事項」の実施に努めなければならないことが法律上明確に規定された。

また、防災基本計画では、「国（内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省等）及び市町村（都道府県）は、ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。」とされた。

- 令和 6 年能登半島地震（令和 6 年奥能登豪雨を含む。）の発災に伴い、総務省が受け付けた行政相談の中には、i）災害発生の段階からボランティアと積極的に連携すべき、ii）ボランティアの健康を守るため防じんマスクを用意してあげてほしい等、ボランティアの活動に期待する意見とともに、安全対策にも配慮すべきとの声が寄せられている。

このような中、令和 6 年能登半島地震の復旧工事において、公費解体が始まった

ことなどもあり、労働災害が継続的に発生し、中には死亡事故もみられたことから、厚生労働省石川労働局は労働者等への安全講習や事例分析等による繰り返しの指導・注意喚起を行っている。一方、がれきの撤去、泥出し、清掃・片付け、災害ごみの搬出・運搬・分別などの活動を行っているボランティア（以下「災害ボランティア」という。）については、事故が発生しているとの報道はあるものの、ボランティア活動は、一般的に「自発的な意志に基づき他人や社会に貢献する行為」とされていることから、災害ボランティア活動上の事故事例を個別に把握・整理したものはみられない。このため、災害ボランティアの事故発生状況が十分には分からない状況となっていることから、災害ボランティアの安全確保を推進するため、中部管区行政評価局（以下「当局」という。）では、災害ボランティア活動上の事故の発生状況について情報収集を行うこととした。

2 令和6年能登半島地震による被害状況及び災害ボランティアの活動状況

(1) 令和6年能登半島地震（令和6年1月1日発生）による被害状況

令和6年1月1日16時10分、石川県能登地方の深さ16km（暫定値）を震源とするマグニチュード7.6（暫定値）の地震が発生した。石川県内における震度は、i）震度7が志賀町及び輪島市、ii）震度6強が七尾市、珠洲市、穴水町及び能登町、iii）震度6弱が中能登町、iv）震度5強が金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、能美市及び宝達志水町、v）震度5弱が白山市、津幡町及び内灘町、vi）震度4が野々市市及び川北町となっている。

この地震により石川県内では、令和7年7月31日現在、死者612人（災害関連死384人を含む。）、行方不明者2人、重傷者395人、軽傷者876人と合計で1,885人の人的被害が発生するとともに、表1のとおり、全壊6,163棟、半壊18,713棟、一部破損91,466棟、床上浸水6棟、床下浸水5棟と合計で116,353棟の住家に被害が発生している。



表 1 令和 6 年能登半島地震による石川県内の市町の建物被害状況

(単位：棟)

市町名	住 家						非住家	
	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	計	公共建物	その他
金沢市	32	253	20,382			20,667		195
七尾市	538	5,085	11,497			17,120	14	5,609
小松市	1	80	11,529			11,610		62
輪島市	2,311	3,971	4,347			10,629	199	11,709
珠洲市	1,756	2,105	1,746			5,607	71	6,636
加賀市	14	54	7,121			7,189		
羽咋市	62	488	3,440			3,990	61	568
かほく市	9	247	3,320			3,576		237
白山市			1,766			1,766		
能美市	1	13	3,137			3,151	9	
野々市市			1,523			1,523		
川北町			69			69		
津幡町	9	83	3,511			3,603		44
内灘町	124	565	2,337			3,026	29	438
志賀町	562	2,470	4,419	6	5	7,462	6	3,982
宝達志水町	12	79	1,790			1,881		167
中能登町	56	909	3,377			4,342	1	1,649
穴水町	387	1,289	1,647			3,323	28	2,475
能登町	289	1,022	4,508			5,819	25	4,207
計	6,163	18,713	91,466	6	5	116,353	443	37,978

(注)1 石川県ホームページに基づき当局が作成した。

2 令和 7 年 7 月 31 日現在の数値である。

3 非住家被害については、半壊以上のみ記載している。

(2) 令和 6 年奥能登豪雨（令和 6 年 9 月 21 日発生）による被害状況

令和 6 年 9 月 21 日、石川県能登地方で線状降水帯が発生し、最大 1 時間降水量が輪島市で 121.0 ミリ、珠洲市で 84.5 ミリ、最大 48 時間降水量が輪島市で 498.5 ミリ、珠洲市で 394.0 ミリと観測史上 1 位となる豪雨が発生した。

この豪雨により石川県内では、令和 7 年 8 月 20 日現在、輪島市、珠洲市及び能登町で、死者 17 人（災害関連死 1 人を含む。）、重傷者 2 人、軽傷者 45 人と合計で 64 人の人的被害が発生するとともに、表 2 のとおり、3 市 3 町において、全壊 82 棟、半壊 660 棟、一部破損 159 棟、床上浸水 73 棟及び床下浸水 927 棟と合計で 1,901 棟

の住家に被害が発生している。

表 2 令和 6 年奥能登豪雨による石川県内の市町の建物被害状況

(単位：棟)

市町名	住 家						非住家	
	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	計	公共建物	その他
七尾市					4	4		
輪島市	68	590	68	55	470	1,251	18	443
珠洲市	14	64	15	18	234	345		139
内灘町					1	1		
穴水町								2
能登町		6	76		218	300		19
計	82	660	159	73	927	1,901	18	603

(注)1 石川県ホームページに基づき当局が作成した。

2 令和 7 年 8 月 20 日現在の数値である。

3 非住家被害については、半壊以上のみ記載している。

(3) 令和 6 年能登半島地震における災害ボランティアの活動状況等

令和 6 年能登半島地震では、被災地の支援に駆けつけた災害ボランティアを受け入れる災害ボランティアセンター（以下「災害 VC」という。）が、表 3 のとおり、石川県内 19 市町のうち 12 市町の社会福祉協議会で設置され、令和 7 年 7 月末現在までに、延べ 179,550 人が災害ボランティアとして活動している。



表 3 令和 6 年能登半島地震における災害ボランティアの活動状況等

(単位：人)

市町名	災 害 V C			活動者数
	開所日	災害ボランティア 活動開始日	閉所日	
七尾市	令和 6 年 1 月 10 日	令和 6 年 1 月 27 日		24, 279
輪島市	令和 6 年 1 月 25 日	令和 6 年 2 月 10 日		37, 843
珠洲市	令和 6 年 1 月 2 日	令和 6 年 2 月 3 日		36, 811
加賀市	令和 6 年 1 月 3 日	令和 6 年 1 月 6 日	令和 6 年 3 月 31 日	820
羽咋市	令和 6 年 1 月 12 日	令和 6 年 1 月 13 日		3, 402
かほく市	令和 6 年 1 月 22 日	令和 6 年 2 月 7 日		1, 324
内灘町	令和 6 年 1 月 4 日	令和 6 年 1 月 6 日		5, 668
志賀町	令和 6 年 1 月 9 日	令和 6 年 1 月 26 日		20, 110
宝達志水町	令和 6 年 1 月 9 日	令和 6 年 1 月 17 日	令和 6 年 5 月 18 日	471
中能登町	令和 6 年 1 月 15 日	令和 6 年 1 月 30 日	令和 7 年 3 月 31 日	3, 017
穴水町	令和 6 年 1 月 10 日	令和 6 年 1 月 10 日		22, 618
能登町	令和 6 年 1 月 6 日	令和 6 年 1 月 26 日		23, 187
計	－	－	－	179, 550

(注)1 災害 V C の開所日、活動開始日及び閉所日は石川県社会福祉協議会の資料、活動者数は全国社会福祉協議会ホームページに基づき当局が作成した。

2 活動者数は、開所日から閉所日又は令和 7 年 7 月末現在までの延べ数である。

3 情報収集結果

(1) 令和 6 年能登半島地震における災害ボランティア活動上の事故の発生状況

当局が、石川県社会福祉協議会及び令和 6 年能登半島地震の被害により災害 V C を設置した石川県内の 12 市町社会福祉協議会の協力を得て、災害ボランティア活動上の事故の発生状況について情報収集を行ったところ、記録に基づいてけが・疾病の概要を把握することができた事故が 75 件みられた。

当局では、把握した 75 件について、内閣府、地方公共団体、社会福祉協議会の作成資料などを参考に、①災害ボランティアの活動内容を i) がれきの撤去、ii) 泥出し、iii) 清掃・片付け、iv) 家財の搬入・搬出、v) 災害ごみの搬出・運搬・分別、vi) 活動前後の移動、vii) その他の活動（活動内容が不明の事故を含む。）の七つに、また、②事故の型を厚生労働省の「事故の型分類表」（令和 6 年）に基づき分類したところ、表 4 のとおり、①活動内容別では、「災害ごみの搬出・運搬・分別」中の事故が 25 件と最も多く、次いで「家財の搬入・搬出」中の事故が 15 件発生し

ており、②事故の型別では、「動作の反動、無理な動作」による事故が 14 件と最も多く、次いで「切れ、こすれ」が 12 件発生している。

また、活動内容別に事故の型をみると、「災害ごみの搬出・運搬・分別」中における「切れ、こすれ」の事故が 10 件と最も多く、次いで「がれきの撤去」中における「動作の反動、無理な動作」による事故が 7 件発生している。

なお、一部の災害 V C では、上記の事故記録のほか、事故の概要までは記録・整理していないが、「指けが出血、絆創膏で処置」、「熱中症発生」などの簡単なメモを残しており、実際には 75 件よりも多くの事故が発生していたと考えられる。



表 4 令和 6 年能登半島地震における災害ボランティア活動上の事故の発生状況

(単位：件)

活動内容 事故の型	がれきの撤去	泥出し	清掃・片付け	家財の搬入・搬出	災害ごみの搬出・運搬・分別	活動前後の移動	その他	計
動作の反動、無理な動作	7			4	1	1	1	14
切れ、こすれ		1		1	10			12
転倒	1			1	3	4	2	11
はさまれ、巻き込まれ	1			3	4			8
激突		1	3	1	1	1		7
墜落、転落			1	2	1		1	5
有害物等との接触		1	1	1	1			4
飛来、落下	1			2				3
踏み抜き					3			3
崩壊、倒壊	1		1					2
激突され	1	1						2
高温・低温の物と接触					1		1	2
交通事故(道路)						2		2
計	12	4	6	15	25	8	5	75

(注) 当局の情報収集結果による。

(2) 活動内容別における事故の発生状況

ア 「がれきの撤去」中における事故の発生状況

令和 6 年能登半島地震では、各災害 V C における災害ボランティア活動開始日から令和 7 年 7 月末までに、「がれきの撤去」中の事故が 12 件記録されている。その事故状況は表 5 のとおりであり、事故の型としては、「動作の反動、無理な動作」による事故が 7 件と最も多く、それ以外にも「転倒」、「はさまれ、巻き込まれ」、「飛来、落下」、「崩壊、倒壊」及び「激突され」の事故が各 1 件発生している。



表 5 「がれきの撤去」中における事故の発生状況

事故の型	事 故 状 況
動作の反動、無理な動作	がれきの撤去作業中、土のう袋を持ち上げたときにぎっくり腰になった。
	土壁が倒れていた。その下に埋まっていた竹を抜くときに腰を痛めた。
	被災者宅で活動中に、ブロック塀撤去のため器具で筋金を切断しようと両腕に力を入れたところ、胸に異音・鈍痛が生じた。時間がたっても痛みが消えず、病院を受診したところ骨折と診断された。
	がれき撤去中に、足をけがした。しばらく活動を継続した後、痛みが続くため病院で検査したところ、肉離れと診断された。
	コンクリートのがれきを運んでいる際に腰に痛みが走った。痛みが増してきたため、病院を受診したところ、急性腰痛と診断された。
	被災者宅のがれきを運搬中に手の小指側下部に痛みが走った。病院を受診し、疲労性腱炎と診断された。
転倒	灯籠を運んでいるときに肘が変な方向に曲がってしまい、痛みが出た。数日たっても痛みが引かないため、接骨院を受診したところ、腱が伸びていると診断された。
	地震で壊れたブロックを運び出し中、鉄筋に足が引っかかり転倒して、脱臼した。
はさまれ、巻き込まれ	ブロック塀を解体中、指をブロック塀にはさんでしまい、手の人差し指の第一関節を切った。
飛来、落下	一般家庭のコンクリートの片付け等をしているときに、一緒に作業していた他のボランティアの手が滑り、自分の手にコンクリートが落ちた。
崩壊、倒壊	がれきの撤去作業中、積み上げられたがれきを手で運んでいた。上に積み上げていたブロックが崩れてきて、小指の先をはさみ、打撲した。
激突され	他のボランティアと一緒に作業していたら、ハンマーで足を打たれて、すねが腫れた。

(注)1 当局の情報収集結果による。

2 網掛けは、別添事例集に掲載したものである。

イ 「泥出し」中における事故の発生状況

令和 6 年能登半島地震では、各災害 V C における災害ボランティア活動開始日から令和 7 年 7 月末までに、「泥出し」中の事故が 4 件記録されている。その事故状況は表 6 のとおりであり、事故の型としては、「切れ、こすれ」、「激突」、「有害

物等との接触」及び「激突され」の事故が各 1 件発生している。

表 6 「泥出し」中における事故の発生状況

事故の型	事 故 状 況
切れ、こすれ	奥能登豪雨災害で床上浸水した建物の泥出し作業で、泥に混じっていたガラスを取り出し分別する作業をしていた。一輪車で泥等を運んでいたとき、取り出して横に置いてあったガラスが手に当たり、手の甲を切った。
激突	泥をスコップで一輪車に入れて運んでいたところ、止まっていた重機に激突して指を切った。
有害物等との接触	施設裏の泥出し中に、指の爪の間にばい菌が入り指が腫れて膿んだ。
激突され	土砂撤去中、蜂に刺された。

(注)1 当局の情報収集結果による。

2 網掛けは、別添事例集に掲載したものである。

ウ 「清掃・片付け」中における事故の発生状況

令和 6 年能登半島地震では、各災害 VC における災害ボランティア活動開始日から令和 7 年 7 月末までに、「清掃・片付け」中の事故が 6 件記録されている。その事故状況は表 7 のとおりであり、事故の型としては、「激突」による事故が 3 件と最も多く、それ以外にも「墜落、転落」、「有害物等との接触」及び「崩壊、倒壊」の事故が各 1 件発生している。



表 7 「清掃・片付け」中における事故の発生状況

事故の型	事 故 状 況
激突	ボランティア活動に活用していた軽トラックをレンタカー会社に返却する前に、泥などを落とす清掃作業をしていた。軽トラックの荷台から降りる際に、ふくらはぎの靱帯を切った。
	ビニールハウスでの草刈り中、へりの草を刈ろうとしたときに、ビニールハウスの骨格に頭をぶつけ、切った。
	隆起した陸によって打ち上げられた船を海へ押し戻す作業の際に、船体に歯をぶつけてしまい歯が欠けた。前歯が1本折れ、神経が見えている状態になった。
墜落、転落	地震によってずれた瓦の修復をする際に、はしごから転落し、腕を骨折した。
有害物等との接触	住宅の家財、本棚を整理中にホコリ、ガラスが目に入り、充血し傷ついた。
崩壊、倒壊	被災家屋の壁をはがしているときに、石こうボードが落下し、手の指に当たり骨折した。

(注) 1 当局の情報収集結果による。
2 網掛けは、別添事例集に掲載したものである。

エ 「家財の搬入・搬出」中における事故の発生状況

令和6年能登半島地震では、各災害VCにおける災害ボランティア活動開始日から令和7年7月末までに、「家財の搬入・搬出」中の事故が、後述の「災害ごみの搬出・運搬・分別」中の事故に次いで15件記録されている。その事故状況は表8のとおりであり、事故の型としては、「動作の反動、無理な動作」による事故が4件と最も多く、次いで「はさまれ、巻き込まれ」による事故が3件、「墜落、転落」及び「飛来、落下」による事故が各2件記録されており、それ以外にも「切れ、こすれ」、「転倒」、「激突」及び「有害物等との接触」の事故が各1件発生している。

表 8 「家財の搬入・搬出」中における事故の発生状況

事故の型	事 故 状 況
動作の反動、無理な動作	家財・仏壇の搬出作業を行った。その日の夜から腕、肘、肋骨、肩甲骨、脇の下近くあたりに電気が走るような痛みがするようになった。痛みで寝られず、肩が上がらない、動けない状態になった。
	荷物を運ぶ手伝いをしていた。タンスを運んでいたときに、手首が痛くなった。
	冷蔵庫を運んでいるときに、腰が痛くなった。
	地震被害で住めなくなった市営住宅の棟から、別の無事な棟への引越しボランティアをしていた。作業中、冷蔵庫を運搬しているとき階段で踏ん張り、太ももの裏が肉離れを起こした。
切れ、こすれ	家具の搬出時に突起物に腕と指を引っ掛け切った。
転倒	軽トラックからタンスを下ろす際、滑って足を捻った。足が痛むため、病院を受診したところ足首の捻挫と診断された。
はさまれ、巻き込まれ	ブロック移動中に薬指がはさまり骨折した。
	活動中に指をはさみ、指先が腫れた。爪の内出血もあり、病院を受診したところ、骨が欠けていると言われた。
	地震の被災者宅で、壊れた仏壇を搬出しようとして、仏壇と壁・柱の間にはさまれて胸を打った。すぐには痛みを感じず数日間の作業後に帰宅したが、胸に違和感があり病院を受診したところ、骨折していた。
激突	家具を運搬するため、軽トラックに家具をロープで固定していたところロープが外れ、軽トラックの側面に顔面が当たり、まぶたを切り出血した。
墜落、転落	家具を運搬中、立てかけの階段を使い、1階から2階へ上げようとしていたところ、階段上部（くぎの留め具）が外れ、2ないし3m落下し、踵を骨折、肋骨を打撲した。
	被災家屋で作業中、住民からその場で依頼を受け、一人で大型の家財を2階から1階に下ろそうとした。階段を踏み外して落下し、床と大型家財にはさまれた指を骨折した。
有害物等との接触	引越し作業中、家具の搬出時に粉じんが目に入った。後日病院を受診したところ、結膜炎の診断を受けた。
飛来、落下	冷蔵庫など大型の家財を軽トラックに載せる際に、冷蔵庫が滑ってしまい、落ちてきたときに地面と冷蔵庫の間に指をはさみ、腫れ、痛みが出た。

トラックから家電などの荷物を下ろす作業をしていた。誤って家電の箱を足の上に落としてしまい、打撲した。
--

(注)1 当局の情報収集結果による。

2 網掛けは、別添事例集に掲載したものである。

オ 「災害ごみの搬出・運搬・分別」中における事故の発生状況

令和 6 年能登半島地震では、各災害 V C における災害ボランティア活動開始日から令和 7 年 7 月末までに、「災害ごみの搬出・運搬・分別」中の事故が最も多い 25 件記録されている。その事故状況は表 9 のとおりであり、事故の型としては、「切れ、こすれ」による事故が 10 件と最も多く、次いで「はさまれ、巻き込まれ」による事故が 4 件、「転倒」及び「踏み抜き」による事故が各 3 件記録されており、それ以外にも「動作の反動、無理な動作」、「激突」、「墜落、転落」、「有害物等との接触」及び「高温・低温の物との接触」の事故が各 1 件発生している。

なお、いずれの災害 V C においても、熱中症対策には力を入れており、水分・塩分を用意するとともに、こまめに休憩をとることなどを徹底しているほか、災害 V C によっては①ボランティアによる医療班を編成したり、②事故が発生した際には災害 V C の近隣にある健康増進センターや訪問看護ステーションで応急手当をしてもらうなど医療関係者の活用を行っていることから、記録に基づいて事故の概要を把握することができた熱中症の事例は 1 件であった。

表 9 「災害ごみの搬出・運搬・分別」中における事故の発生状況

事故の型	事 故 状 況
動作の反動、無理な動作	災害ごみ搬出作業で荷台から下ろす際、体を捻りながらごみ廃棄を繰り返していたときに靱帯を損傷した。
切れ、こすれ	災害ごみの搬出中、土のう袋を持ったときに、とがった破片で指を刺した。同日病院を受診し、破傷風の予防接種を受けた。
	サッシの下のガラスを拾おうとしたが、泥水が付いていたので滑って指を切った（防刃手袋はしていた。）。
	食器棚のガラス戸を外そうとした際、ガラスが割れて足を縫った。
	災害ごみ搬出中、玄関ガラス戸が割れて足にガラスが刺さった。
	ガラス片を細かく砕いていたときに、大きなガラスで親指を切った。
	酒屋で割れた瓶の搬出をしていたときに、中指を切った。
	割れたガラス製の食器を運び出ししている際に、ガラスでもものあたりを切った。
	川の土手にある漂着物の撤去作業中、廃材に付いていたくぎが小指に刺さった。
	手袋を付けてガラス・蛍光灯の破片の撤去中、破片が手袋を貫通して出血した。
	地域のごみ集積場で作業中に、トタン板で腕の内側を切創した。
転倒	海岸で津波のごみ回収時、軽トラックにごみを載せていた。載せ終わり、海岸へ戻ろうとしたときに雨で地面が濡れていたため滑った。体をかばったため、背中に痛みが走った。
	地震被害を受けた家の中で片付け作業をしていた。割れ物を集めて土のう袋に入れ、置いていた。別の物を数人で持ち上げて移動していたとき、その土のう袋につまずいて、土のう袋の上に転倒し、中に入っていた割れた陶器が脚に突き刺さった。
	仮設住宅の集会場で荷物の搬入をしているとき、転んで膝を打ち打撲した。
はさまれ、巻き込まれ	木材を軽トラックに積む作業中に、木材の間に指をはさみ、人差し指を骨折した。
	被災家屋からの災害ごみの搬出作業中、車のドアに中指をはさみ、骨にひびが入った。
	作業中、ブロックとブロックの間に小指をはさんだ。
	災害ごみ仮置場で、二人で軽トラックの荷台からタンスを下ろす作業をしていた（手にはゴム製のグリップが付いた手袋を着用）。その際、

	タンスを受け取る役のボランティアがスライドする戸に指をはさまれ、骨折した。
激突	災害廃棄物を家屋から運び出す際、階段の手すりか家具の角に腰を強打し、打撲した。
墜落、転落	家屋から大きな災害ごみを4人で搬出していたところ、蓋のない側溝に気付かず、足を踏み外し落ちて骨折した。
有害物等との接触	災害ごみ搬出中に目に異物が入り、結膜炎になった。
踏み抜き	解体現場で作業中に、木材から出ているくぎを踏み、足裏から血が出てきた。
	災害ごみの搬出中、家屋1階の床が抜けて足が落ちて腕をつき、手を創傷した。
	家屋から災害ごみを搬出し、仮置場に持ち込む作業をしていたところ、仮置場で木材から出ているくぎを踏んでしまい、足裏を負傷した。踏み抜き防止の安全靴やインソールは着用していなかった。
高温・低温の物との接触	災害ごみ置場までブロック塀を運搬する屋外活動をしていた。活動終了後、意識が朦朧としており、救急搬送され入院し、熱中症と診断された。

(注)1 当局の情報収集結果による。

2 網掛けは、別添事例集に掲載したものである。

カ 「活動前後の移動」中における事故の発生状況

令和6年能登半島地震では、各災害VCにおける災害ボランティア活動開始日から令和7年7月末までに、「活動前後の移動」中の事故が8件記録されている。その事故状況は表10のとおりであり、事故の型としては、「転倒」による事故が4件と最も多く、次いで「交通事故（道路）」による事故が2件、それ以外にも「動作の反動、無理な動作」及び「激突」の事故が各1件発生している。



表 10 「活動前後の移動」中における事故の発生状況

事故の型	事 故 状 況
動作の反動、無理な動作	ボランティアの帰り道、乗り慣れていない車に長時間乗って帰宅したところ、首がむち打ち状態となり、肩を動かせず、腕も上げられない状態となった。
転倒	依頼者宅の玄関前が凍結しており、活動前に滑って転倒し、背中を強く打った。
	活動先への移動中、歩道のタイルにつまずき転倒した。両手をついて倒れたときに、手のひら、手の甲、目の下、膝に内出血があり、擦り傷ができた。
	能登復興のための活動にかかる打合せに行く途中、自転車で河川敷の坂道を走行中に転んでしまい、大腿骨を骨折した。
	活動場所への移動中、トイレ休憩で車から降りた際に、深夜で真っ暗だったことから、地震により路面が割れていることに気付かず転倒し、腰骨を骨折した。
激突	活動先から災害ＶＣへ昼休憩で戻る途中、住民が運転するフォークリフトと衝突し、首が大きく揺さぶられた。
交通事故 (道路)	車で走行中に電柱に衝突し、胸骨や肋骨あたりを打撲した。
	活動を終えてバイクで帰宅する際、交通事故に遭い負傷した。事故後、病院に緊急搬送されたところ、足首粉碎骨折、全身打撲であった。

(注)1 当局の情報収集結果による。

2 網掛けは、別添事例集に掲載したものである。

キ 「その他の活動」中における事故の発生状況

令和 6 年能登半島地震では、各災害ＶＣにおける災害ボランティア活動開始日から令和 7 年 7 月末までに、「その他の活動（活動内容が不明を含む。）」中の事故が 5 件記録されている。その事故状況は表 11 のとおりであり、事故の型としては、「転倒」による事故が 2 件発生しているほか、「動作の反動、無理な動作」、「墜落、転落」及び「高温・低温の物との接触」の事故が各 1 件発生している。



表 11 「その他の活動」中における事故の発生状況

事故の型	事 故 状 況
動作の反動、無理な動作	ボランティアニーズの聞き取り作業をしているときに、足の小指を引っ掛けてしまい捻挫した。
転倒	ボランティアで復興コンサートをしている際にステージに上がろうと階段を上っているときにつまずき、膝をついてしまった。膝を強く打ち、半月板が損傷してしまい、水や血がたまってしまった。
	被災者宅で活動中に、はしごの一段目を踏み外してはしごと倒れ、すねを骨折した。
墜落、転落	活動中に階段から転び、手首を捻った。
高温・低温の物との接触	ボランティア活動の休憩中、隣の離れでお茶を飲んでいるときにストーブの煙突に手が触れ、火傷をした。

(注) 当局の情報収集結果による。

4 まとめ

災害救援、避難生活の支援、家屋の泥出しなどの復旧活動、被災地や被災者の活力を取り戻すための復興活動など、災害ボランティアの活動は、被災地の復旧・復興のためには今や不可欠なものとなっている。

一方で、ボランティア活動は、一般的に「自発的な意志に基づき他人や社会に貢献する行為」を指しており、活動の性格として、「自主性（主体性）」、「社会性（連帯性）」、「無償性（無給性）」等が挙げられることから、ボランティア活動中の事故やけがは、自己責任との意見もあり、災害ボランティアについては、事故が発生しているとの報道はあるものの、実態が十分には分からない状況にあった。

今回、当局が、石川県社会福祉協議会及び令和 6 年能登半島地震の被害により災害 VC を設立した石川県内の 12 市町社会福祉協議会の協力を得て情報収集したところ、75 件のけが・疾病の事故を把握することができ、中には骨折や靱帯断裂といった事例もみられた。このため、把握した事故の中から代表的と思われる事例を抽出し、労働安全衛生に知見のある石川労働局の協力を得て、事故の発生状況のほか、考えられる原因や安全対策、災害ボランティア活動上の安全を確保する上でのポイントを事故事例集として整理することとした。

本事例集については、内閣府に情報提供するとともに、内閣府から災害時にボランティアの派遣調整等を行う全国社会福祉協議会や全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）に対し、本事例集を周知することを依頼しており、これにより、災害ボランティアの活動上の安全確保対策の一助となるものと考えている。